

大規模災害対策規程

平成28年5月2日施行

平成31年4月20日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第3条の目的を達成するために、日本国内で震度6弱以上の地震あるいは津波や風水害等の異常な自然災害、放射線に関連した事故、大規模重大事故による災害（以下、「大規模災害」という。）が発生した場合に対応するための基本方針に従い、組織、職員および、会員の行動マニュアル等を定め、大規模災害発生時における本会の保全および、業務機能の維持を図る。また、関係機関の要請に応え、国民の安全を確保するとともに、健康を維持することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会は、大規模災害が発生した場合に備え、平常時から必要な準備を行うとともに、大規模災害が発生した場合においては、次の必要な対策を実施するものとする。

- (1) 本会は、社会的責任を果たすため、関係機関等の要請により救援活動に協力する。
- (2) 本会は、原子力災害等においては、汚染検査や被ばく相談等に対応するために自治体等の要請に応じて協力する。
- (3) 本会は、事業継続計画（BCP）により、施設の保全、業務環境の早期回復・整備を図らなければならない。
- (4) 本会は、組織規程第6条に規定する地区の（診療）放射線技師会（以下、「地区技師会」という。）と災害協定を結ぶことができる。
- (5) 本会が任命する災害支援診療放射線技師を被災地へ派遣することができる。
- (6) 本会は前1～5号が機能的に活動できる支援・調整を会員とともに行う。

第2章 平常時における準備

(本会が行う準備)

第3条 本会は、災害対策に関する基本方針に基づき、関係機関と連携して効果的な救援・支援活動を行うために、関係機関と協議の上、予め連携体制を構築し、災害時行動マニュアル等の整備、教育訓練等の災害事前対策活動を推進する。

(災害訓練及び啓発活動)

第4条 本会事務局は、定期的に災害訓練を実施する。

- 2 本会事務局は、本会職員および、その家族に対して大規模災害に対する意識を日常から喚起するとともに、必要な対応体制を整備し、これを周知徹底する。

第3章 非常時における本部体制

(災害対策本部の設置)

第5条 本会会長は、次の各号に掲げる場合において、直ちに本会内に災害対策本部を設置する。

- (1) 大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- (2) 関係機関より、応急復旧対策の要請があった場合
- (3) その他、会長が必要と認めた場合

(予備本部の設置)

第6条 大規模災害により、本会事務所の使用が困難になった場合は、会長・副会長・理事が災害協定を締結した地区技師会の事務所等を予備本部として使用する。

(災害対策本部の組織)

第7条 災害対策本部は、本会会長・副会長・理事・災害対策委員長および、本会職員により組織する。

- 2 本部長には会長があたり、本部を統括し指揮監督する。
- 3 副本部長には副会長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。ただし、会長、副会長が不在の場合は、理事または事務局長が暫定本部長を務める。
- 4 理事は、必要に応じ被災地にてコーディネータとして調整を図らなければならない。

(災害対策本部の業務)

第8条 災害対策本部に総務班と業務班を設ける。

- 2 総務班は総務課所属職員をもって構成し、本会の保全及び業務機能の維持、災害発生直後の情報収集、広報活動の推進に努める。
- 3 業務班は専門職組織をもって構成し、関係機関等からの応急復旧対策の要請に対応するため、関係機関等や会員の緊急窓口担当者及び関連他団体との連絡調整及び支援窓口業務に努める。

(災害協定等に基づく業務要請)

第9条 本会に対し災害協定締結機関等より応急復旧業務対応の要請があった場合は、本規程によるほか、各協定に定められた事項に基づき災害対策本部が対応する。

第4章 災害支援診療放射線技師の派遣

(災害支援診療放射線技師)

第10条 災害支援診療放射線技師（以下、「災害支援技師」という。）とは、本会の一員として、被災地において医療救援活動の役割を担う診療放射線技師をいう。

- 2 災害支援認定診療放射線技師のほか、第13条第2項の登録要件を満たす診療放射線技師を一時的に災害支援技師として登録する。

(派遣の基本的な考え方)

第11条 災害支援技師派遣の際には、災害の規模等に応じて本会および、災害が発生した地区技師会または、被災地外の近隣地区技師会が災害支援技師の派遣を行う。

2 被災地での災害支援技師の活動は自己完結型を基本とする。

(募集)

第12条 派遣する災害支援技師数の把握および募集は、災害規模または派遣要請の内容に応じて被災地区技師会または本会地域理事が行い、地区責任者の承諾を得て該当者を本会へ報告する。

(災害支援技師の登録)

第13条 本会は災害支援技師を指定された災害ごとに登録する。

2 災害支援技師に登録するための要件は、災害支援認定診療放射線技師又は次の各号を満たすこと。

- (1) 本会の会員であること
- (2) 実務経験年数が3年以上であること
- (3) 登録に関しては所属長の承諾を得ていること

3 登録有効期間は、本会の災害対策本部が支援終了を宣言するまでとする。

(活動時期と派遣期間)

第14条 派遣時期は発生後3日以降から1ヶ月間を基本とし、個々の災害支援技師の派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日までとする。

(活動に必要な経費)

第15条 旅費等は、本会旅費規程に準じて支給する。

2 その他、活動に必要な経費が発生する場合は災害対策本部の承諾を得ること。

(事故補償)

第16条 本会は、登録した災害支援技師の活動にあたって、活動中の事故等に対応する傷害保険に加入する。

(現地組織の体制)

第17条 支援現場においては、派遣された災害支援技師の中から管理者を選出する。選出にあたっては、災害支援認定診療放射線技師を優先する。

2 管理者は、対外的折衝の窓口になると共に、派遣された災害支援技師の管理を行う。

(主な支援活動)

第18条 災害支援技師は、支援現場の医師または監督者の指示のもとに次の各号の支援活動を行う。

- (1) 災害医療および救護活動
- (2) 放射線汚染状況の測定および除染
- (3) X線および超音波検査
- (4) 被ばく相談
- (5) 医療施設での放射線関連業務支援
- (6) その他、必要な支援活動

(測定および検査機器)

第19条 放射線量測定器および検査機器の調達は、原則本会が行う。

- (1) 放射線量測定器は、本会が所有する機器を使用する。ただし、本会への派遣要請機関または団体が機器を提供する場合はその限りではない。
- (2) X線撮影装置、超音波検査装置等は、メーカーの協力により調達する。ただし、本会への派遣要請機関または団体が機器を提供する場合はその限りではない。

(支援活動報告)

第20条 支援を行った災害支援技師は、日報を作成し管理者に提出する。ただし、被災地の状況や管理者の報告書により日報を省略することができる。

- 2 管理者は日報を元に報告書を作成し、災害対策本部へ提出する。

第5章 補則

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は平成28年5月2日から実施する。
- 2 平成31年4月20日をもって、大規模災害対策要綱を廃止して、大規模災害対策規程を施行する。